

明治二年（一八六九）

天皇誕生日等休日につき廻状

（当館寄託 上馬場濱野昭家文書一八九四A

〔御一新二付御布令之趣村役人小前共心得方請印帳〕

【翻刻】 ※旧字体は常用漢字に直した。

御触

今上御誕生日

九月廿二日

先帝御忌日

十二月廿五日

朝廷諸官并外諸役所共休業ニ有之、当

節農業繁多之折柄ニは候得共、余日

とも違ひ候儀ニ付、例年休日ニ致候様小前

末々迄無洩可相通者也
（達カ）

右之趣得其意、小前末々迄無洩様

申聞、此廻状早々順達留り村より可相返者也

小菅県

巳九月十八日

御役所

【読み下し文】

御触 おふれ

今上御誕生日

九月廿二日 にじゅう

先帝御忌日 きにち

十二月廿五日 じふご

朝廷諸官ならびに外諸役所共休業ニ之有り、当節農業繁多の折柄には候得共、余日とも違ひ候儀に付、例年休日に致し候様小前末々迄洩れ無く相通す（達カ）べき者なり
右の趣得其の意を得、小前末々迄洩れ無き様申し聞かせ、此廻状早々順達留り村より相返すべき者なり

小菅県 こすげ

巳九月十八日 みの

御役所